

■議案第18号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）第 2 条及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）第 2 条が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものです。

【提案理由】

平成 27 年 1 月 16 日に公布された「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）により、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の見直し等が行われました。

また、平成 28 年 2 月 5 日に公布された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）では、これまで都道府県における居宅サービスの基準から「小規模な通所介護や療養通所介護に関する規定が削除」されるとともに、市町村における地域密着型サービスの基準に「地域密着型通所介護や療養通所介護に関する規定が追加」される見直し等が行われました。

これに伴い、関連する条例の改正が必要となりました。

【施行期日】

平成 29 年 3 月 31 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【改正根拠法】

- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年 1 月 16 日厚生労働省令第 4 号）
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）